

古代における 土木と関連する官職について

西山 孝樹¹・藤田 龍之²

¹正会員 日本大学助手 理工学部まちづくり工学科 (〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1)
E-mail:nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp

²正会員 イムノサイエンス株式会社 元日本大学教授 (〒963-8852 福島県郡山市台新1-10-11)

わが国では、10世紀をピークとして9世紀から11世紀にかけて、「土木事業の空白期」が存在していた。その背景には、平安貴族を中心に10世紀中頃から12世紀初頭にかけて、土の掘削を忌み嫌う「犯土」思想が影響していたとみられる。そこで本研究では、空白期の存在をより明確にするために当該の時代に設置された官職に着目した。土木に関わる官職が設置されていなければ、社会基盤整備を実施できなかったと考えられるからである。一次史料および先行研究を整理していくと、空白期における中央政府には現在の土木に通じる官職は設けられておらず、地方では災害発生時などに応じて設置されていたことがわかった。空白期には、社会基盤整備に通じる事業を掌っていた官職は存在していなかったことを明らかにした。

Key Words : civil engineering project, blank time period, Bon-do, bureaucratic system

1. はじめに

わが国の古墳時代から近世以前（3世紀から16世紀）の土木史を概観すると、3世紀末から6世紀には、民衆が参加し、祭政一致の社会基盤整備ともいえる古墳が畿内を中心に全国各地で造営された。大阪府堺市に現存する大仙陵古墳（現、仁徳天皇陵）に代表される陵墓は、世界的にみても巨大構造物であったが、大化2（646）年に薄葬令が發布されたことも相まって、7世紀代には古墳時代が終焉を迎えていった。それ以降では、律令国家が8世紀頃に成立すると同時に土木事業も最盛期を迎えたが、次第に国家としての機能が衰退していった。

9世紀以降では、平安時代末期の承安3（1173）年、平清盛による大輪田泊の修築、鎌倉時代の文永11（1274）年の元寇防塁が築造された程度であった。平安時代の9世紀（801年）から11世紀（1100年）までは、土木事業がほとんど行われていない「土木事業の空白期」で、それ以降から15世紀（1500年）にかけては、「土木事業の停滞期」が継続していたと推察される（図-1参照）。

なお、本論文で取り扱う土木事業の定義は、民衆のために整備された社会基盤とした。高野山や比叡山における伽藍の造営、室町時代から安土桃山時代の戦国大名らによる築城は、一般の人々に向けた公共性が高い事業ではないため、それらは除外して考察を進めた。

(1) 「土木事業の空白・停滞期」の一因となった「犯土」思想

筆者らは、近世以前に土木事業が積極的に実施されなかった一因として、土を忌み嫌う「犯土」思想が浸透していたことを指摘してきた¹⁾。平安時代の国政運営の手引書である『朝野群載』および当時の人々が綴った日記に示された「犯土」の項目を抜き出して整理すると、10世紀中頃（950年）から12世紀初頭（1100年）を中心に「犯土」思想が浸透していたことを明らかにしてきた²⁾。

2. 研究目的と方法

以上のように、近世以前には「犯土」という思想が浸透していたことが推測され、土木事業が積極的に行われ

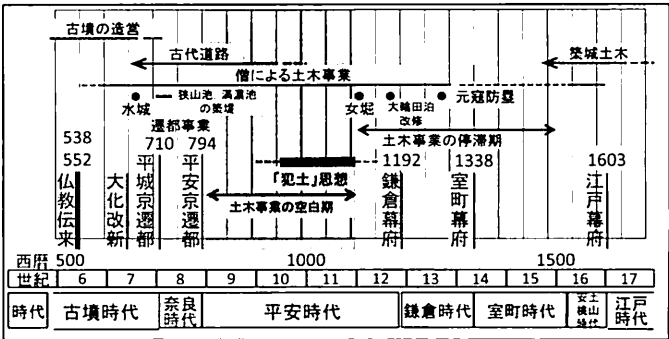


図-1 『土木事業の空白期』概念図（作成：西山）

ていなかったと考えられる。本研究では、平安時代の9世紀から11世紀における「土木事業の空白期」の存在をより明確なものとするため、当時の官職に着目した。律令制度下に土木に関わる官職がなければ、社会基盤整備を実施することはできなかったと考えられるからである。

そこで、表-1に示した律令とその注釈書および既往研究を中心に考察を行った。天平宝字元（757）年に施行された『養老令』³⁾とその注釈書で、天長10（833）年成立の清原夏野・小野篁らの官撰である『令義解』⁴⁾、惟宗直本が貞観（859～877）年間に私撰した『令集解』⁵⁾を用いた。そして、延長5（927）年成立の格式『延喜式』も活用した。さらに、平安中期の漢和辞書である『和名抄（和名類聚抄）』⁶⁾および先行研究で暦応3（1340）年に成立した北畠親房『職原抄』⁷⁾、明治29（1896）年～大正3（1914）年発刊『古事類苑』⁸⁾、和田英松著『官職要解』⁹⁾、阿部猛著『日本古代官職辞典』¹⁰⁾を基に土木と関連する官職を整理した。

3. 古代における土木と関わりのある中央の官職

わが国では、大化元（645）年以降、「文治の勅許」によって、諸国に守護・地頭が置かれた。その後、大宝元（701）年に制定された『大宝（律）令』は、一部を除いて散逸しており、続く天平宝字元（757）年に施行された『養老令』は現存している¹¹⁾。延長5（927）年には律令を補完する格式の『延喜式』が成立した。その後、文治元（1185）年或いは建久3（1192）年以降の鎌倉幕府には、武士が台頭するようになり、律令による政治体制が終焉を迎えていった。

図-2は、『日本史用語大辞典』に記載された付図「律令制における京官・地方官・令外官」を基に、上記に示した各律令制度下および注釈書の『職原抄』に示された官職の推移を示した（なお、地方の官職については省いている）。『官職要解』には¹²⁾、

「世の変遷に従い、必要に応じて、新たに置かれた官や、不用となって、あるいは廃せられたり、あるいは合併せられた官もあったので、平安京となつては、よほどかわっている。ことに、平城天皇〔在位：延暦25（806）年～大同4（809）年〕の御代には『大宝令』の官制について、大修正を施され、宇多天皇〔在位：仁和3（887）年～寛平9（897）年〕の御代までは、ときどき改正された。（中略）醍醐天皇〔在位：延長8（930）年～天慶9（946）年〕の御代で『延喜式』を發布せられた延長5（927）年までは、よほど出入りがあつた。それ以後では、あまり廃置分合はなかつたのである（天皇の在位は筆者加筆）。」

とある。『養老令』の注釈書である『令義解』¹⁰⁾「民部省管寮二」には、卿の職掌として、

「卿一人。掌諸國戸口名籍。（中略）橋道。津濟。渠池。山川。菽澤。諸國田事。」

と示されている。1章で前述した「土木事業の空白期」

表-1 本研究で用いた文献一覧（作成：西山）

律令	注釈書	格式	漢和辞書	既往研究
大宝元(701)年 前部親王・藤原不比等ら が中心となり編纂	一部を除いて散逸 ※使用できず	延長5(927)年 藤原時平・藤原忠平ら 編纂	平安中期 源順著	暦応3(1340)年 北畠親房著
天長10(833)年 清原夏野・小野篁ら官撰				明治7(1904)年 神宮司行編著
天平宝字元(757)年 藤原不比等ら 大宝律令を一部改修				昭和8(1983)年 和田英松著
貞観(859～877)年間 惟宗直本が私撰				平成7(1995)年 阿部猛著

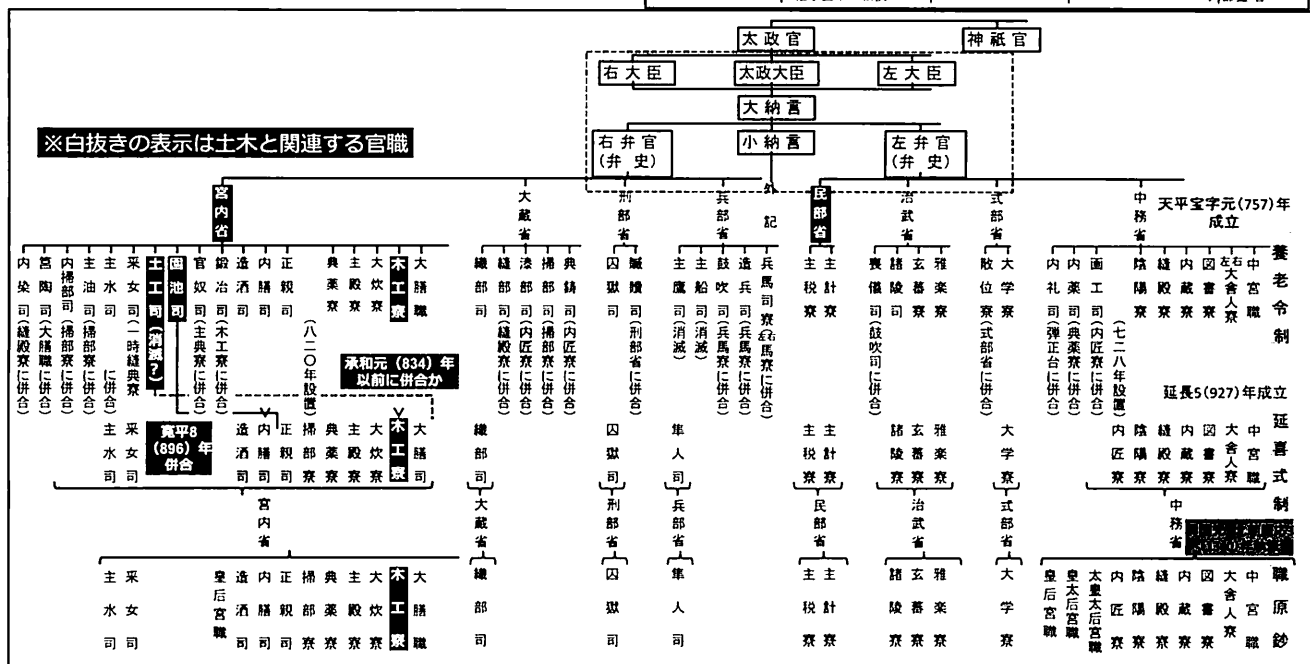


図-2 古代における官職の推移¹³⁾（作成：『日本史用語大辞典』の付図に西山が修正加筆）

の底であったと考えられる10世紀以降における官職の統廃合は、あまりなかったとされる。そして、一次史料と既往研究を整理していくと、現在の社会基盤整備に繋がるかは疑問であるが、土木に関連する職掌は、民部省と宮内省内の「木工寮」・「園池司」・「土工司」が存在していた(図-2参照)。そこで次項では、それぞれの官職の詳細について考察を進めた。

(1) 民部省

民部省について、『古事類苑』¹⁴⁾には、「道路橋梁、津濟山川藪澤田野等ヲ管シ」とあり、『官職要解』¹⁵⁾には、「諸国の戸口、田畠、山川、道路、租税などのことを掌る。」土木に関連する項目としては「橋道」、「津濟」、「渠池」が挙げられる。それぞれの項目について『令集解』の記述からみていくと「橋道」¹⁷⁾は、「古記云。上奇喬反。野王案。説文。橋梁也。道路也。徐廣云。道路也。言人之初踏而所行也。此記可求也。」字のごとく、橋梁および道路のことであると示されている。「津濟」¹⁸⁾については、「古記云。上子鄰反。論語。使子路問津焉。鄭玄曰。津濟渡處也。下子梯反。尚書。予往泉少爽其濟。孔安國曰。濟渡也。凡泊處謂津。渡處謂之濟。此記可救。」とある。「津濟」の「津」は、「浅瀬の船着き場。渡し場」を指し、『令集解』¹⁹⁾の文中には、「泊」もみえ、「津」と同様に「船着き場」を指すと考えられる。「濟」には、「わたる。わたす。川や難路を無事に通り切る。また通す」という意がある。これは、船による渡しを指すと推測される。

最後に『令義解』で示された渠池であるが、『令集解』では、「渠」と「池」に分けられている²⁰⁾。「渠」には、「伴云。其於反。爾雅。河渠并一千七百。一川」野王案。渠亦川瀆也。」とあり、「渠」には「みぞ。兩岸の間をあけて、水を通す用水路」という意味がある。「池」に関しては、「伴云。除知反。尚書。陂池侈服。孔安國曰。停水曰池。」

以上のことから、民部省は、土木に関する事業として、橋梁、道路、港や渡しといった交通に関係するものと渠(用水路)、池といった灌漑施設を掌握していたことが、『令義解』と『令集解』を整理する事でみえてきた。さらに、それらの維持管理については「国郡司(地方官)」が行っていたとされる²¹⁾。『職原抄』²²⁾には、「周礼地官大司徒之職也邦国土地之図戸口人民之数此官之所知也本朝又如此天下之戸口皆掌之有図帳国郡勝示載以明白謂之民部省図帳」とあり、「国郡」の記述が本文にみえる。そのことから

も、維持管理は「国郡司」が行っていたとみられる。しかし、具体的に民部省が、どのような形で種々の土木事業に関与していたのかは不明である。諸国の戸口や租税に関わっていた役所でもあることから、構造物の新設、維持管理ではなく、橋や道路等の通行税や使用料を管理していたとみられる。

『和名抄』²³⁾には、「多美乃都加佐」(民の司)であると記載されているが、土木に関する項目には触れていない。『養老令』の成立以後、民部省としての機能が変化していったとも考えられる。

(2) 宮内省

宮内省について、『官職要解』をみると²⁴⁾、「帝室の御用度、御料地、および宮中大小の御用を勤め、すべての土木工匠を支配する役所である。大膳職、木工、大炊、主殿、典薬、掃部の五寮、正親、内膳、造酒、采女、主水の五司を管する。」と示されている。『令義解』²⁵⁾には、宮内省に関して、「掌出納。謂。被管諸司之出納也。諸国調。雑物。春米。官田。謂。供御稻田分置畿内者。名爲宮田也。及奏宣御食産。謂。奏者。宮田園池當年所佃種色目。并牧獲多少。及氷室氷之厚薄。皆申奏之也。宣者若有勅語者。更傳宣告也。諸方口味謂。除調雑物外。諸方別獻珍味。是也。事。」『官職要解』²⁶⁾には、「すべての土木工匠を支配する」と示されていたが、『令義解』および『令集解』には、その記述部分はみられない。

暦応3(1340)年に成立した『職原抄』には²⁷⁾、「周礼冬官考之職也百工事当省所掌也本朝又如此宮内大少務又此省知之其職以分中務」中国の周代の官制と比較し、「工ノ事」を掌る省であったと示されている。後世の研究により、土木を掌るという文言が付記されたと考えられる。『古事類苑』²⁸⁾には、「本省の被管は極メテ廣クシテ、(中略)内膳、造酒、主水、園池ノ四司アリ(中略)工事ニハ木工寮、及ビ鍛冶、土工、宮陶、内染ノ四司アリ」とあり、宮内省内で土木と関係(図-2参照)するのは「木工寮」・「園池司」・「土工司」で、以下に示した。

a) 木工寮

宮内省内の「木工寮」について『官職要解』²⁹⁾には、「造営、および材木採集のことを掌り、大工以下の職工を支配する役所である。」

『令義解』には³⁰⁾、「掌營構木作。及採材謂。斬伐樹木。可以施於工匠者爲材也。事。」

『令集解』³¹⁾には、「掌營構木作。及採材謂。斬伐樹木。可以於工匠者。爲

材也。釋云。蒼頡篇。材者衆木也。野王案。木已斬伐。可施工匠者。皆曰材。朱云。採材者。未知。此司自伐材歟。爲當。申官令採。穴云。凡木作及採材。此司支度。申官令採。及掌作耳。跡云。木作。謂凡以木作物。皆此司造也。私營繕令云。凡在京營造。及貯備者。每年諸司惣料來年所須。申太政官。付主計。預定。出所科備。義云。人功者閑月應役。故賦役令。七月卅日以前奏訖。役直材木等。預須科備。故此令前年申送者。然則此司不自採木。仰所出之國令採耳。答。然也云々。事。」

と記述され、『日本古代官職辞典』³²⁾では土木建築を担当する官司であったと記されている。しかし、その一方では、『令集解』の冒頭で「掌營構木作」と示されていることから、実際は宮廷の建造物の建設が主であったであろうと指摘している。また、『和名抄』には³³⁾、

「古多美乃豆加佐（木工あるいは木匠司）」

『職原抄』には³⁴⁾、「掌工匠事」

とある。材木、工匠者（現在の大工）を掌っており、それぞれの文中には、「工匠」がみえる。「工匠」とは、「細工・工作を職業とする人」または「細工・作品の意匠」を指す。「木工寮」は土木との直接的な関係性は見出せず、主として建築構造物の造営に関わる官職であったと推測される。

b) 園池司

『官職要解』³⁵⁾には、「御苑池を掌る」とあり、『令義解』³⁶⁾の「園池司」の項には、

「掌諸苑池。謂。凡苑池之所育。有可以供者。皆司其地。令不浪侵也。種殖蔬菜樹菓謂。草可食者。皆爲蔬菜。樹菓猶菓子。其種殖二字。兼屬蔬菜樹菓也。等事。」

また、『令集解』³⁷⁾には、

「掌諸苑池。謂。凡苑池之所育。有可以供者。皆司其地。令不浪侵也。令不浪侵也。釋云。物産所在之池皆掌。古記云。除灌田以外池等。一説。物産所在之池皆掌。此池水處分。伴云。雜説云。有木曰苑。蒼頡篇。養牛馬曰園。養禽獸曰苑。種殖蔬菜樹菓謂。草可食者皆爲蔬菜。樹菓猶菓子。其種殖二字。兼屬蔬菜樹菓也釋云。草之可食。惣謂蔬菜。樹音時注反。左傳。樹六檟於蒲圃也。穴云。樹菓二事。伴云。鄭玄曰。草木之實爲蔬。跡云。有實子曰蔬也。等事。」

その園池（『令集解』では、灌漑池を除いた池とも書かれる）以外の職掌としては、果樹および食料となる蔬菜（野菜）の種を植える事などがあつたとされる。

次に、『古事類苑』をみると³⁸⁾、

「宇多天皇ノ寛平八年ニ、園池、主油ノ二司ヲ内膳司ニ併セタリ」

図-2中にも示したが、寛平8（896）年に「園池司」は「内膳司」に併合されたとされる。そのため、後に著された『和名抄』や『職原抄』といった文献には、「園池

司」の項目は付記されていない。その苑池では、食料品生産の場所だけではなく、珍しい鳥獣も飼育していたという。園地司が苑池の維持管理のみを掌っていたのか、その新規の造営にも関与していたのかは不明である。

c) 土工司

宮内省に設置された「土工司」は、現在の土工の語義を踏まえると、最も土木と関係していたと考えられる。

『官職要解』³⁹⁾には、「土木、造瓦、壁ぬりなどを掌る。」とあるが、『令義解』「土工司」の項目には⁴⁰⁾、「掌營土作瓦泥。謂。瓦泥猶瓦也。以泥爲瓦。故連言也。并焼石灰等事。」

『令集解』には⁴¹⁾、

「掌營土作瓦泥。謂。瓦泥猶瓦也。以泥爲瓦。故連言也。釋云。以泥爲瓦。故云瓦泥也。音奴難反。土得水而爛也。跡云。土作。謂瓦以土作物是。瓦泥猶言瓦。泥作瓦耳。朱云。營土作。謂惣掌土作物耳。假令。爲塗壁起土。此等者。穴云。土作謂塗壁之類。

并焼石灰等事。穴云。石灰焼而即收此司耳。」

泥を用いて瓦を作り、壁塗りを行っていたと書かれている。『官職要解』に示された「土木」に関する事項は、それらの史料には示されていない。『古事類苑』には⁴²⁾、「大寶令ニ此司ノ職員ヲ載セタレド國史ニハ絶エテ補任ノ人ヲ擧ゲズ、延喜式ニモ此司ノ事ヲ載セザレバ、其停廢セラレシモ久シキコトナラン、而シテ泥土石灰ノ事ハ、木工寮ノ所管に歸セリ」

とあり、時期は不明であるが「土工司」は廃された。

『日本古代官職辞典』では、承和元（834）年以前に「木工寮」に併合されたとする⁴³⁾。また、延長5（927）年成立の『延喜式』「木工寮」の項に土工が示されており、以下に示す⁴⁴⁾。

「方丈壁一間一重棧料梶三擔。藁三圍。細七十五丈。編棧夫一人。塗工一人。夫二人。二重棧料梶四擔。藁四圍半。龜塗一圍半。中塗三圍。細一百丈。編棧夫一人。龜塗夫一人半。中塗工大夫。夫一人小半。間度棧工一人。穿者廿枚。表塗料白土二石。洗馬矢一石。粥汁料白米二升。塗工大半。夫二人。

椽間准方丈。中塗料藁一圍半。塗工一人。夫二人。表塗料白土一石。洗馬矢五斗。粥汁料白米一升。塗工一人。夫三人。不充麻柱功。

夫一人。洗馬矢長功一石五斗。中功一石三斗。短功一石一斗。搗篩白土長功五斗。短功四斗。」

この記述から、「土工司」が「木工寮」に併合されたと推測されたとみられる。その一方で、『日本史用語大辞典』では、「土工司」が消滅したとする先行研究もある。古代における土工とは、造瓦や壁塗りのことであつた。現在の土工とは語義が異なっていたと考えられ、「土工司」は、土木に関係する社会基盤整備を行う官職ではなかったとみられる。

表-2 地方に設置された土木と関連する官職（作成：『日本古代官職辞典』を基に西山が作成）

修理大井堰使	桂川の堰の修理	仁和 3 (887) 年	大井川（桂川）の堰
造橋使	橋の造営	延暦 15 (796) 年	佐比川橋、宇治橋
		弘仁 3 (812) 年	摂津国長柄橋
		天安 元 (857) 年	山崎橋
		貞観 12 (870) 年	山崎橋
		延長 5 (927) 年	山崎橋
造池使	池の築造	天平宝字 8 (764) 年	大和・河内・山背・近江・丹波・播磨・讃岐に池を築造する使を派遣
検河損使	河川洪水などによる 水害の調査	貞観 12 (870) 年	河内国、大和川が霖雨により決潰
		延喜 6 (906) 年	近江国三郡の河損調査
築堤使	河川堤防の修築	貞観 12 (870) 年	河内国の堤
防鴨河使	鴨川の管理	天長 元 (824) 年	任期がなかったものを3年1替に、同8年に4年1替になる
		貞観 3 (861) 年	防鴨河使を廃して山城司につける（※その後も折々に任命）
防葛野河使	桂川の管理	天長 元 (824) 年	任期がなかったものを3年1替に、同8年に4年1替になる
		貞観 3 (861) 年	防葛野河使は停止され国司につけられた
造大輪田船瀬使	大輪田船瀬修造	弘仁 3 (812) 年	摂津国、大輪田船瀬（船舶の停泊地）修造のために設置
		天長 8 (831) 年	任期を6年に（※修造のたびに継続的に置かれた）

4. その他の土木と関連する官職

3章では、古代の律令制度下における土木と関連する中央の官職について考察を行った。続く本章では、地方で土木に関連した官職をみていくと、河川と関わりのある臨時職が数多く設置されていることから、それらの官職についてまとめた。

(1) 地方における土木と関連する官職

『日本古代官職辞典』⁴⁹⁾を基に、地方におかれた土木と関連する官職を表-2に一覧としてまとめた。すべて臨時の職であり、防鴨河使および防葛野河使は鴨川や桂川の管理を行っていたが、いつごろから設置されていたのかは不明である。また、構造物や灌漑施設の整備、災害の被害調査などは、専属の官職が存在していたわけではなく、その都度任命されていたとみられる。

表-2に示した土木と関連する官職は、9世紀から11世紀までの「土木事業の空白期」に設置されている。しかし、その空白期に影響を与えたと考えられる「犯上」思想の記述が、当時の日記等に綴られる10世紀中頃（950年）以降では、それらの官職は設置されていないことがわかった。

(2) その他の治水事業に関わった人々

治水に関わっていた人々が表-2に示した以外でも、六国史上に散見した。『日本後紀』大同元（806）年9月の条⁵⁰⁾には、

「勅、水之浸損、積微為害、属于小決、功在一簣、而無人監修、到此多壞、宜衛門・衛士府、専当左右京堤溝、勤加修補、」

とあり、以下に現代語訳を示す。

「水害は小さな損壊が積み重なって害を及ぼすのであり、決壊がわずかなうちならば、少しの労力で修復する事ができる。今回は小さな損壊を見逃しているうちに間に、大規模な決壊を出来させてしまった。そこで、衛門府と左右衛士府に左右京の堤防や溝を管掌させ、つとめて補修を行わせるようにせよ、」

堤防決壊の初期段階で対策を施さなければならないという指針が示され、衛門府と左右衛士府が堤防の管理を任されるようになったという。衛門府および左右衛士府の官職は、大内裏の周囲に設けられた宮城門および小門の守衛を掌っており⁴⁷⁾、治水を専門に行う官職ではない。

仁徳天皇11（323）年、淀川の氾濫を防ぐために築かれたとされる茨田堤の改修に関して⁴⁸⁾、『続日本後紀』の承和15（848）年9月の条⁴⁹⁾には、

「遣左中弁從四位下藤原朝臣嗣宗、治部少輔從五位下藤原朝臣直世、外從五位下山代宿禰氏益、六位判官四人、主典四人等、令築造茨田堤、」

「本日、左中弁從四位下藤原朝臣嗣宗・治部少輔從五位下藤原朝臣直世・外從五位下山代宿禰氏益および六位の判官四人・主典四人等を遣わして、茨田堤の築造に当たらせることにした、」

中務・式部・治部・民部の四省を管する左中弁と雅楽、僧尼、山陵および外交を掌る治部省の役人が築造に関与していた⁵⁰⁾。この記述からも、中央には土木を掌る官職が存在していなかったことが窺える。

次に、『日本後紀』弘仁5（814）年8月の条⁵¹⁾をみると、京内を流れる堀川（鴨川に合流）において行われた治水事業について記載されており、以下に示す。

「免因人口下部土方、補木工長上、土方者、摂津国武庫郡人、以私鑄錢著鑠、約於堀河、頗善工巧、仍棄瑕取才、」

「囚人日下部土方を免じて、木工長に任じた。土方は摂津国武庫郡の人で、銭を私鑄して下獄した。堀川の改修に使役した際、たいへん土木技術に優れていたので、瑕を棄てて才を取る事にしたのである。」

上記に示された私鑄銭（偽の貨幣）を鑄造した囚人の行為について、大変重い罪であったことが、同じく『日本後紀』²³⁾の記述に示されており、以下に示す。

「其改承和十五年、為嘉祥元年、自今日味爽以前大辟以下、罪無輕重、未発覚、已発覚、未結正、已結正、繁囚見徒、咸皆赦除、但犯八虐、故殺謀殺、私鑄銭、強竊二盜、常赦所不免者、不在赦例、」

現代語訳では²⁴⁾、

「そこで承和15（848）年を嘉祥元年とし、本日の未明以前に犯された死罪以下の罪は軽重を問わず、未発覚、已発覚、未結正、已結正ともに免し、収監されている徒囚はすべて放免することにする。ただし八虐・故殺・謀殺・私鑄銭・強窃二盗および常赦の対象とならない罪人は赦さない。」

通常、私鑄銭に関する犯罪は恩赦が行われる際にも許されない行為であったが、技術的に優れていれば囚人であっても起用していたと考えられる。換言すれば、この時代には、河川改修を行う技術を持つ人物が存在しなかったともいえる。

5. まとめ

本研究では、律令制度が完成し、平安時代までの古代における土木と関係する官職についてまとめた。中央政府においては、民部省に関して、『養老令』の注釈書である『令義解』や『令集解』には、「橋道」、「津濟」、「渠池」といった土木事業を掌っていたと示されていたが、興国元（北朝暦応3、1340）年に執筆された『職原抄』には、それらの項目は書かれていなかった。また、他の文献であっても民部省の具体的な職務内容については言及されておらず不明であったものの、土木事業への関与としては、橋や道路の通行税や使用料の租税を管理していたと推測される。

宮内省について『官職要解』には、土木工匠を支配すると書かれていたが、『養老令』の注釈書の記述をみても「土木」に関する用語は確認することができなかった。

さらに、図-2で示したように、宮内省のなかには土木と関係すると推測される官職として、「木工寮」・「園池司」・「土工司」が存在した。

「木工寮」は、木材を使用して、建築構造物造営等に関わる官職であったとみられ、土木との直接的な関係性は見出すことはできなかった。

「園池司」および「土工司」は、天平宝字元（757）

年に成立された『養老令』における官制ではみられたものの、以後、延長5（927）年成立の『延喜式』、先行研究である興国元（北朝暦応3、1340）年執筆の『職原抄』には記載されていない官職であった。園地司は、池の維持管理のみであったのか、新規造営も掌っていたかは不明である。「土工司」は、『延喜式』が發布される以前に廃されたとされるが、その時期は不明で『日本古代官職辞典』によれば、承和元（834）年以前には、「木工寮」に併合されていたとされる。そして、この「土工司」は現在の語義からすれば、土木と密接な関係性が考えられるが、古代の職務は瓦造りや壁塗りを行っており、現在の語義とは異なる職掌であったといえる。

地方においては、河川に関連した官職が数多く設置されていた。しかし、それらは、災害発生時や構造物建設時に逐次設置された臨時の職であり、実質的な作業には囚人が従事していた事例もみられた。

表-3で整理したように、古代において中央政府には、直接的に土木に関与する官職は設置されていなかった。さらに、地方の土木と関係する官職であっても、平安時代の9世紀（801年）から11世紀（1100年）の「土木事業の空白期」のなかで、「犯土」思想が最も影響していた10世紀中頃以降では、律令制度の崩壊とも重なり、中央、地方ともに土木と関連する職掌の記述は、史料上にはみえてこない。以上のようなことから、古代の律令制度下において、現在の社会基盤整備に通じる土木事業を実施していた官職は存在しなかったとみられる。

表-3 史料からみた古代における官職の推移¹³⁾（作成：西山）

出典史料名	養老令制 天平宝字元 (757)年成立	『令義解』 承和元(834)年 『令集解』 貞観(859~877)年間	延喜式制 = 延長5 (927)年成立	『和名抄』 承平(931~938)年間	職原抄 興国元、北朝暦応3(1340)年執筆
土木に 関係する官職					
民部省	記載あり	橋梁・道路・用水路・池・山川等を掌る	記載あり	・「民の司」の記述のみ	記載あり
宮内省	記載あり	尚注釈書には、 土木に関する記述なし	記載あり	民部省に関して、 土木構造物に関する記述なし	記載あり
木工寮	記載あり	造営、材木の伐採・収集 工匠者が使用する材料	記載あり	・「木匠司」と記載	記載あり
園池司	記載あり	苑池を掌る 果樹、野菜等の種植え	記載なし	記載なし	記載なし
土工司	記載あり	・瓦作り、壁塗りを掌る ・土木に関する記述なし	記載なし	記載なし	記載なし

参考文献

- 1) 西山孝樹、藤田龍之、知野泰明：わが国の平安時代における「土木事業の空白期」に関する研究、土木学会論文集中D2（土木史）、Vol.68, No.1, 2012, pp.123-131.
- 2) 前掲1)
- 3) 井上光貞：『日本思想大系3』、岩波書店、1976.
- 4) 黒板勝美：『新訂増補 国史大系、令義解』、吉川弘文館、1975.
- 5) 黒板勝美：『新訂増補 国史大系、令集解』、吉川弘文館、1974.

- 6) 複製日本古典全集：『倭名類聚鈔一』，現代思潮社，2006.
- 7) 今西祐一郎：『和歌職原鈔 付・版本 職原抄』，平凡社，2007.
- 8) 神宮司序編：『古事類苑 官位部 1』，吉川弘文館，1967.
- 9) 和田英松：『新訂 官職要解』，講談社學術文庫，1983.
- 10) 阿部猛：『日本古代官職辞典』，高科書店，1995.
- 11) 前掲 9)，p.32.
- 12) 前掲 9)，p.19, p.40.
- 13) 日本史用語大辞典編集委員会：『日本史用語大辞典（全2巻）』，II 参考資料編，III 検索編』，pp.780-781，柏書房，1978.
- 14) 前掲 8)，p.873.
- 15) 前掲 9)，p.101.
- 16) 前掲 4)，p.42.
- 17) 前掲 4)，p.95.
- 18) 前掲 5)，p.95.
- 19) 前掲 5)，p.95.
- 20) 前掲 5)，p.95.
- 21) 前掲 10)，p.125.
- 22) 前掲 7)，p.170.
- 23) 前掲 6)，卷五，五（裏）.
- 24) 前掲 9)，p.112.
- 25) 前掲 4)，p.49.
- 26) 前掲 9)，p.112.
- 27) 前掲 7)，p.177.
- 28) 前掲 8)，p.977.
- 29) 前掲 9)，p.115.
- 30) 前掲 4)，pp.49-50.
- 31) 前掲 5)，p.125.
- 32) 前掲 10)，p.163.
- 33) 前掲 6)，卷五，六（裏）.
- 34) 前掲 7)，p.178.
- 35) 前掲 9)，p.113.
- 36) 前掲 4)，p.53.
- 37) 前掲 5)，p.133.
- 38) 前掲 8)，p.1078.
- 39) 前掲 9)，p.113.
- 40) 前掲 4)，p.53.
- 41) 前掲 5)，p.134.
- 42) 前掲 8)，p.1019.
- 43) 前掲 10)，p.188.
- 44) 黒板勝美：『新訂増補 国史大系，延喜式 後篇』，pp.790-791，吉川弘文館，1976
- 45) 前掲 10)，pp.281-284.
- 46) 森田悌：『日本後紀（中）』，pp.38-39，講談社學術文庫，2006.
- 47) 前掲 10)，pp.200-207.
- 48) 国史大辞典編集委員会：『国史大辞典 第十三巻』，p.238，吉川弘文館，1992.
- 49) 森田悌：『続日本後紀（下）』，p.304，講談社學術文庫，2010.
- 50) 前掲 9)，p.95.
- 51) 森田悌：『日本後紀（中）』，p.346，講談社學術文庫，2006.
- 52) 森田悌：『日本後紀（下）』，pp.290-291，講談社學術文庫，2007.
- 53) 前掲 52)，p.296.

(2013. 4. 5 受付)